

# 主な改正点

## 1. 償還期間等の特例措置にかかる対象者を追加

「償還期間・据置期間等の延長を認める特例措置」の対象に「物価高騰の影響を受けている事業者」を追加

### 償還期間等の特例措置の概要

#### 【対象制度】

特別小口融資、小規模企業融資、小口零細企業融資、安心実現のための高知県緊急融資、借換え融資

#### 【延長期間】

償還期間の延長：3年以内

据置期間・元金償還の猶予：2年以内

## 2. 借換え要件の緩和

「借換え要件の緩和」の対象に「物価高騰の影響を受けている事業者」を追加

【要件】償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の3分の1以上経過していること

【対象制度】特別小口融資、小口零細企業融資